

お知らせ

(労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定の修正について)

令和7年6月4日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第30条の4第1項7に係る労使協定を修正したのでお知らせいたします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はございません。

記

1. 労使協定 第3条 (1) 令和6年8月27日付 職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を追記
2. 労使協定 第3条 (4) 第7条を第6条に変更
3. 労使協定 第7条 甲は第4条2項の規定による対象従業員の公正な勤務評価の結果、同じ職務内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合は、その都度、給料の見直しをはかる事とする。に変更
4. 労使協定 第9条 2 「派遣従業員退職金規定」における退職金の比較対象として、令和7年度局長通達別添3の「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)のモデル退職金・高校卒(別表)を算定基準とし、それ以上の額を支払う事とする。及び下記別表の追記

就業年数	高校卒 自己都合退社	高校卒 会社都合退社
3 年	135.1	195.9
5 年	256.0	349.6
10 年	648.5	874.4
15 年	1219.1	1535.8
20 年	1951.2	2348.1
25 年	2839.3	3329.0
30 年	3807.4	4322.9
35 年	4808.4	5416.1
37 年	5301.7	6067.5

5. 労使協定 その他文言の変更等

以上

尚、この覚書による労使協定の改定及び運用は、労使協定の締結日適用致します。
また、改定した労使協定に関しましては、弊社 HP のお知らせ一覧をご確認ください。

〈問い合わせ先〉

スタイルファクトリー株式会社

コンプライアンス部 部長 柳下 政司 (ヤギシタ)

電話番号：04-7189-7208 (スタイルファクトリー株式会社 流山支店)